

## 栃木県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（素案）に対するパブリック・コメントの実施結果について

「栃木県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（素案）」に対する意見募集を行った結果、4名の方及び1団体から計21件の御意見を頂きました。貴重な御意見ありがとうございました。

提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおりまとめました。

なお、類似の意見については、内容ごとにまとめさせていただきました。

項 目	意 見 の 内 容	意見に対する考え方
第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針		
1 基本的な考え方	(3) 計画における施策の対象者について	【原案どおり】 計画案における施策の対象者は国の基本方針記載のとおり、「年齢、障害の有無、国籍等を問わず支援の対象」としており、在留資格の有無で制限をかけていないことを含んだ記述にしております。
3 基本目標	3 基本目標について	【原案どおり】 困難女性の相談件数や一時保護件数等は、評価が困難であり、計画の目標値になじまないため、基本目標の変更は行いませんが、計画の運用にあたっては困難な問題を抱える女性への切れ目のない支援に取り組んで参ります。
		【原案どおり】 県の支援調整会議は早急に設置に向けた検討を行います。市町の会議設置については、それぞれの実情に応じた体制整備が必要なことから、準備期間として3年以内といたしました。
第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項		
1 支援の内容	(1) アウトリーチ等による早期の把握について	【補足説明】 SNS等を通じて気軽に相談できる窓口を整備するとともに、身近な相談窓口の周知により、困難女性の早期の把握に努めます。御意見については、相談支援の取組検討の参考とさせていただきます。
		【補足説明】 認知度の向上のための施策としては、計画案記載のとおりホームページやリーフレット等の活用、相談窓口案内カード等の啓発資材の配布や公共施設等への設置など様々な手法を用いる予定ですが、今後支援調整会議等も活用しながら把握に努めて参ります。

	(2) 居場所の提供について	居場所とは、当事者が安心して自分の気持ちや悩みを話し交流することができる場所であり、必ずしも全ての当事者が公的、ない相談支援に繋がらなくてもよいのではないかと、支援を受けられるシステムに繋がっていることが重要と考える。	【補足説明】 P17(2) 居場所の提供の項目で記載のとおり、様々な民間団体と連携・協働し、支援の継続性を保つことで女性が安心して支援を受けられるよう努めます。
	(8) 自立支援について	公営住宅の優先入居制度について、当事者にとって入居可能期間が短期間だったり、入居条件が厳しい等、制度そのものが使いづらい。この機会に当事者にとって利用しやすい制度に変えていただきたい。	【補足説明】 P20(8) 自立支援に記載のとおり公営住宅等の優先入所制度等を活用して居住支援を行って参ります。制度については、貴重な御意見として承ります。
2 支援の体制	県と市町の役割について	栃木県の役割、各市町の役割、それぞれの役割を明記したうえで、困難な問題を抱える女性の支援計画を推進するべきだと考える。この計画全体を通して、施策に対する役割が明確ではないため、計画全体が曖昧で分かりにくい。	【一部修正】 御意見を踏まえ、P20「2 支援の体制」において、県及び三機関の役割を追記しました。
	地域の実情に応じた支援体制の構築について	どこの行政に飛び込んでも、同じ支援を提供することを明記していただきたいです。そして、地域間格差是正のために、県による後方支援体制を構築してほしい。	【補足説明】 県内どこでも必要十分な支援を受けられる体制を構築するため、全市町における支援調整会議の設置を基本目標としたところです。県では、各市町の支援調整会議の設置を支援します。
	支援の質の確保について	当事者の意思を尊重した支援を実現するためには、支援側の力量と熱量が必要であり、県内どの行政の部所につながっても同じ質の支援が受けられるスタンダードをどう作っていくのか、支援の質の確保の道筋を計画の中に盛り込んでほしい。	【補足説明】 支援者の質の確保や県内どこにおいても必要十分な支援を受けられる体制の構築が重要なことから、支援者の資質向上のための研修の実施や、支援調整会議を設置し、体制を整備して参ります。
	相談者のニーズに応じた支援体制について	各問題に適切に対応できる専門性を有する機関と支援者を確保する必要があります。県の責任において必要な事業が継続することを保証していただきたい。	【補足説明】 困難女性の支援にあたっては、三機関を中心に、最も身近な相談窓口である市町や関係機関との連携のもと適切な支援に取り組んで参ります。
	三機関について	計画を推進するために、まず支援の中核を担う三機関について、具体的な役割を記載してはどうか。	【一部修正】 御意見を踏まえ、P21 支援の体制(1)三機関の連携の項目において、三機関の役割を追記しました。
	女性相談支援センターについて	困難な問題に対応できる支援システムを構築し、一時保護所への入所基準の見直しとその基準の明確化をしてほしい。	【補足説明】 一時保護については、支援対象者それぞれの状況に応じ、本人の同意を原則として適切に実施して参ります。

	<p>女性相談支援員はケースワーカーとして当事者に寄り添える仕組みが必要であり、業務を遂行するためには、女性相談支援員の雇用条件の一つに男女共同参画やジェンダー意識を有する者を採用することを加えてほしい。また、女性支援の専門性を培うには、長期的な経験を要するとされることから、女性相談支援センター長についても、全国公募制による採用等を検討してほしい。</p>	<p>【補足説明】 女性相談支援員の任用に当たっては、国の基本方針に記載のとおり、「その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の任用に特に配慮するとともに、支援対象者と継続的な信頼関係を構築することが極めて重要」であることから、これらを総合的に判断し、任用することとしております。女性相談支援センター長については、女性相談支援センターに関する政令により「所長の職務を行うに必要な専門的知識経験及び女性の人権に関する識見を有するもののうちから任用しなければならない」とあることから、適切な配置を行って参ります。</p>
<p>女性相談支援員について</p>	<p>新法施行にあたり、女性相談支援員には、より高度で専門的なケースワーク技術が求められていることから、栃木県における一律の女性相談支援員採用基準を定めてほしい。また、女性相談支援員を専門職と位置づけ、会計年度任用職員の雇用形態から外し、経験や能力に応じた報酬等についても再検討してほしい。</p>	<p>【補足説明】 女性相談支援員については、国の基本方針に定める能力等に配慮し任用をして参ります。県としては支援体制（6）人材育成・研修をとおり、資質の向上を図って参ります。位置づけ等については、貴重な御意見として承ります。</p>
<p>女性自立支援施設について</p>	<p>女性自立支援施設の説明が足りないと思う。 現在の女性自立支援施設が一時保護的な要素が強い中、困難な問題を抱える女性を援助するためには、中長期的で、より多岐にわたった息の長い支援が求められてくる。 基本計画の方針の中に、施設の体制の変更や対応策など具体的なものが見えない。</p>	<p>【一部修正】 御意見を踏まえ、P21 支援の体制(1)三機関の連携の項目において、三機関の役割を追記しました。 【補足説明】 法施行後は、三機関の一つとして困難女性支援の中核的役割を果たすことから、計画案の中では支援内容（5）被害回復支援（6）生活の場を共にすることによる支援、（8）自立支援、（9）アフターケア等の役割を記載しています。それらの役割を果たしていけるよう、関係職員の研修の充実に努めて参ります。</p>
	<p>現在の県公営の女性自立支援施設は、一時保護期間が経過した者の受け入れ先となっているだけで、個別ニーズに応じた長期的な支援は提供されていない状況。国の基本方針にあるように一時保護所経由ではなく、自立支援のために直接入所できる女性自立支援施設を新設してほしい。</p>	<p>【補足説明】 一時保護を経ない女性自立支援施設への入所についても計画案記載のとおり、本県の実態に合わせ、施設や入所に関する丁寧な情報提供を行い、適切な支援に取り組んで参ります。女性自立支援施設のあり方への御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

	<p>困難女性支援において、一番求められているのは安全な着地だと思う。まず、新たな「女性自立支援施設」や「母子寮」、あるいはそれを兼ねた「箱物」が必要だと思うが、新たな母子寮建設などの計画案は出ているのか。</p>	<p>【補足説明】 一時保護等の後の中長期的な自立支援に当たっては、母子生活支援施設等と連携した支援を実施して参ります。御意見については、今後の母子生活支援施設活用等の参考とさせていただきます。</p>
<p>連携可能な民間団体数について</p>	<p>相互に連携がはかれるほど、県内には民間支援団体はない。民間支援団体の掘り起こしについては、県の努力義務だと思う。</p>	<p>【一部修正】 御意見を踏まえ、P16○連携可能な民間団体数の項目において、連携する民間団体について「民間団体の適格性に留意しつつ」という表現を追記しました。 また、P22（3）民間団体との連携体制の項目で、「適格性のある民間団体」という表現を追記しました。 P17（2）居場所の提供の項目で記載のとおり、地域において困難な問題を抱える女性の発見や啓発に協力可能な新たな機関等の掘り起こしを行い、様々な民間団体と連携・協働し、支援の継続性を保つことで女性が安心して支援を受けられるよう努めます。</p>
<p>民間団体について</p>	<p>民間団体との連携にあたっては、県及び市町は広く情報収集を行い、厚労省発出の民間団体の適格性に関する通知を遵守してほしい。</p>	<p>【一部修正】 御意見を踏まえ、P16○連携可能な民間団体数の項目において、連携する民間団体について「民間団体の適格性に留意しつつ」という表現を追記しました。 また、P22（3）民間団体との連携体制の項目で、「適格性のある民間団体」という表現を追記しました。</p>
<p>人材育成・研修について</p>	<p>支援に関わる全ての各市町の新任担当職員は、新任研修を受講する必要があるため、そのように明記してほしい。また、新たな支援情報を得るために、支援に関わる職員や相談員が県外の研修を受講する機会も設けてほしい。</p>	<p>【補足説明】 P22（6）人材育成・研修において、男女共同参画や福祉分野に関わる職員等についても会議等を通じて理解促進を図ることとしています。また、国が実施する研修に関する情報を提供して参ります。</p>